

京 都 大 学 学 位 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 本学大学院の課程(京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通則」という。))第53条の2の専門職学位課程を除く。)の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条 第2条の学位論文審査願及び前条の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議(総合生存学館にあつては総合生存学館会議、地球環境学舎にあつては学舎会議をいう。以下同じ。)に付託するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>2</p> <p>第3条</p> <p>2・3</p> <p>第4条 第2条の学位論文審査願及び前条の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議(地球環境学舎にあつては学舎会議をいう。以下同じ。)に付託するものとする。</p> <p>附 則 (令和5年達示第11号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>

(同 左)